

○東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

		制定	昭和 55 年 2 月 14 日東京都規則第 8 号
一部改正	昭和 60 年 3 月 29 日東京都規則第 39 号		平成 3 年 4 月 1 日東京都規則第 102 号
	平成 4 年 3 月 31 日東京都規則第 45 号		平成 7 年 3 月 22 日東京都規則第 84 号
	平成 8 年 3 月 29 日東京都規則第 116 号		平成 12 年 6 月 14 日東京都規則第 282 号
	平成 13 年 6 月 15 日東京都規則第 186 号		平成 14 年 2 月 1 日東京都規則第 10 号
	平成 14 年 3 月 29 日東京都規則第 53 号		平成 15 年 3 月 14 日東京都規則第 46 号
全部改正	平成 18 年 3 月 31 日東京都規則第 105 号		
一部改正	平成 20 年 3 月 31 日東京都規則第 91 号		平成 25 年 6 月 14 日東京都規則第 108 号
	平成 26 年 1 月 31 日東京都規則第 4 号		平成 28 年 2 月 10 日東京都規則第 71 号
	令和元年 7 月 1 日東京都規則第 30 号		令和 2 年 2 月 28 日東京都規則第 9 号
	令和 2 年 6 月 17 日東京都規則第 109 号		令和 3 年 3 月 1 日東京都規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成 18 年東京都条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

(犬の飼養の特例)

第 3 条 条例第 9 条第 1 号ニに規定する規則で定めるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 犬を制御できる者の管理の下で、犬を興行、展示、映画製作、曲芸、競技会、テレビ出演又は写真撮影に使用するとき。
- 二 犬を制御できる者が犬を調教するとき。

(登録の拒否の通知)

第 4 条 法第 12 条第 2 項（法第 13 条第 2 項、法第 14 条第 4 項又は第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否、登録の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止の通知は、登録の拒否にあつては別記第 1 号様式による登録拒否通知書により、登録の取消しの通知にあつては別記第 2 号様式による登録取消通知書により、業務の全部又は一部の停止の通知にあつては別記第 3 号様式による業務停止命令書により行うものとする。

(第一種動物取扱業登録申請書の添付書類)

第 4 条の 2 条例第 13 条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第一種動物取扱業を営もうとする事業所及び飼養施設についてそれぞれ土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写しその他の第一種動物取扱業を営むために必要な権原を有することを証する書類
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(動物取扱責任者研修)

第5条 条例第16条第1項に規定する動物取扱責任者研修は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「法施行規則」という。）第10条第1項及び第3項に定めるもののほか、知事が別に定めるところにより実施するものとする。

2 条例第16条第2項に規定する修了証は、別記第4号様式のとおりとする。

(第二種動物取扱業届出書の添付書類)

第5条の2 条例第16条の2に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第二種動物取扱業を行おうとする飼養施設について土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写しその他の第二種動物取扱業を行うために必要な権原を有することを証する書類
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(許可の有効期間)

第6条 条例第17条第2項の許可の有効期間は5年とする。

(特定動物の施設基準)

第7条 条例第17条第1項の規則で定めるものは、別表第1の施設の基準とする。

(標識)

第8条 法施行規則第20条第3号及び第4号の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）第3条第3号の規定により掲出する標識は、別記第5号様式のとおりとする。

(犬又は猫の引取り等の申請)

第9条 次の表の上段に掲げる申請をしようとする者は、同表下段に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。

申請の種類	申請書の名称
条例第21条第1項の規定による犬又は猫の引取りの申請	犬又は猫の引取り申請書 (別記第6号様式)
条例第21条第3項の規定による犬又は猫の引取りの申請	犬又は猫の引取り申請書 (別記第7号様式)
条例第21条第3項の規定により引き取った犬又は猫の返還の申請	犬、猫等の返還申請書 (別記第8号様式)
条例第22条第1項の規定により収容した犬の返還の申請	
条例第23条第1項の規定により収容した犬、猫等の返還の申請	
条例第25条第2項の規定による譲渡の申請	犬、猫等の譲渡申請書 (別記第9号様式)

(収容する負傷動物)

第10条 条例第23条第1項の規則で定める動物は、いえうさぎ、にわとり及びあひるとする。

(野犬の駆除の方法及び周知)

第11条 条例第26条第1項の規定による野犬の駆除は、薬物入りのえさを道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に、別記第10号様式による注意書を添えて配置することにより行うものとする。

- 2 条例第26条第2項の規定による周知は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。
 - 一 野犬の駆除を行う区域及びその付近に居住する狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条の登録をした犬の所有者に対して、別記第11号様式により通知すること。
 - 二 野犬の駆除を行う区域及びその付近の公衆の見やすい場所に、別記第12号様式による掲示をすること。
- 3 前項第1号の通知は野犬の駆除を開始する日の3日前までに、同項第2号の掲示は野犬の駆除を開始する日の3日前から野犬の駆除を終了する日までの間、行わなければならない。

(事故発生時の届出)

第12条 条例第29条第1項の規定による事故の届出は、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 飼い主の住所及び氏名
- 二 当該動物に関すること。
 - イ 種類、年齢、性別及び呼び名
 - ロ 狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)の登録番号、注射済票の番号及び予防注射を受けた年月日(犬に限る。)
 - ハ 法第26条第1項の許可の年月日及び許可番号並びに法施行規則第20条第3号の規定により届け出た措置の内容(特定動物に限る。)
- 三 事故発生の日時、場所及び概要
- 四 被害者の住所、氏名及び年齢
- 五 事故後の措置

(身分証明書)

第13条 条例第32条第4項の証明書は、別記第13号様式のとおりとする。

(動物愛護管理審議会)

第14条 条例第33条第1項の東京都動物愛護管理審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事項について、調査し、及び審議して答申する。

- 一 動物の愛護に関すること。
- 二 動物の適正な飼養又は保管に関すること。
- 三 動物による人の生命等に対する侵害の防止に関すること。

第15条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

第 16 条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合において、会長は委員として議決に加わることができない。

5 前 2 条及び前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(手数料等)

第 17 条 条例第 34 条第 1 項第 1 号(一)の第一種動物取扱業登録申請手数料の額は、1 万 5000 円とする。

2 条例第 34 条第 1 項第 1 号(二)の第一種動物取扱業登録申請手数料の額は、1 万 5000 円に 1 を超える第一種動物取扱業の種別の数に 1 万円を乗じて得た額を加算した額とする。

3 条例第 34 条第 1 項第 2 号(一)の第一種動物取扱業登録更新申請手数料の額は、1 万 5000 円とする。

4 条例第 34 条第 1 項第 2 号(二)の第一種動物取扱業登録更新申請手数料の額は、1 万 5000 円に 1 を超える第一種動物取扱業の種別の数に 1 万円を乗じて得た額を加算した額とする。

5 条例第 34 条第 1 項第 3 号の第一種動物取扱業登録証再交付申請手数料の額は、1 件につき 2800 円とする。

6 条例第 34 条第 1 項第 4 号の動物取扱責任者研修手数料の額は、2500 円とする。

7 条例第 34 条第 1 項第 5 号の特定動物飼養又は保管許可申請手数料の額及び同項第 6 号の特定動物飼養又は保管変更許可申請手数料の額は、次の表に定めるとおりとする。

特定動物の種類	額	徴収時期
長鼻目、奇蹄目、偶蹄目、食肉目ねこ科のうちアキノニクス・ユバトウス（チーター）、ネオフェリス・ネブロサ（ウンピョウ）、プマ・コンコロール（ピューマ）、ウンキア・ウンキア（ユキヒョウ）、パンテラ属（ヒョウ属）に属する種類各々につき	5 万 1000 円	許可申請のとき
食肉目くま科、霊長目ひと科に属する種類各々につき	3 万 5000 円	
食肉目（くま科及びねこ科のうちアキノニクス・ユバトウス（チーター）、ネオフェリス・ネブロサ（ウンピョウ）、プマ・コンコロール（ピューマ）、ウンキア・ウンキア（ユキヒョウ）、パンテラ属（ヒョウ属）を除く。）、霊長目（ひと科を除く。）、ひくいどり目、たか目、わに目、とかげ目、かめ目に属する種類各々につき	1 万 9700 円	

備考

一 特定動物と特定動物以外の動物が交雑することにより生じた動物にあつては、交雑した特定動物に適用される額を適用すること。

二 別表第一の動物の区分が同一の特定動物が交雑することにより生じた動物にあつては、交雑

した特定動物に適用される額を適用すること。

三 別表第一の動物の区分が異なる特定動物が交雑することにより生じた動物にあつては、交雑した特定動物のうち、より左欄寄りの動物の区分に属する特定動物に適用される額を適用すること。

8 条例第 34 条第 1 項第 7 号の特定動物飼養又は保管許可証再交付申請手数料の額は、1 件につき 2800 円とする。

9 条例第 34 条第 1 項第 8 号の引取り手数料の額は、次に掲げるとおりとする。

一 生後 91 日以上の犬

イ 体重が 50 キログラム以上 1 頭につき 5800 円

ロ 体重が 50 キログラム未満 1 頭につき 3000 円

二 生後 91 日未満の犬 1 頭につき 600 円

三 生後 91 日以上の猫 1 匹につき 3000 円

四 生後 91 日未満の猫 1 匹につき 600 円

10 条例第 34 条第 2 項の費用の額は、次に掲げるとおりとする。

一 返還に要する費用 1 頭、1 匹又は 1 羽につき 3200 円

二 飼養管理に要する費用 1 頭、1 匹又は 1 羽につき 1 日当たり 680 円

(手数料の免除)

第 18 条 条例第 34 条第 3 項の規定により、手数料を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

一 前条第 1 項から第 5 項まで、第 7 項及び第 8 項の手数料にあつては、国若しくは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体（国又は地方公共団体が設置した施設の管理を独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人又は地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が行う場合は、当該独立行政法人、地方独立行政法人又は指定管理者を含む。）が登録又は許可の申請をしたとき。

二 前条第 9 項に規定する引取り手数料にあつては、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項の被保護者及び同条第 2 項の要保護者で現に同法第 2 条の保護を受けていない者が引取りを求めるとき。

三 その他特別の理由がある場合で、特に知事が必要と認めるとき。

(委任)

第 19 条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（平成 18 年東京都規則第 105 号）

1 この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第 21 号様式から第 24 号様式まで及び第 32 号様式による用紙等で、現に残存す

るものは、所用の修正を加え、なお使用することができる。

- 3 この規則の施行の際、現に東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成 18 年東京都条例第 4 号）による改正前の東京都動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 54 年東京都条例第 81 号）第 29 条の規定により設置されている標識は、この規則による改正後の東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 8 条の規定による標識とみなす。
- 4 条例附則第 5 項の規定により徴する手数料の額は、新規則第 17 条第 7 項に定めるものとする。

附 則（平成 20 年東京都規則第 91 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の次に 1 条を加える改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年東京都規則第 108 号）

この規則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年東京都規則第 4 号）

この規則は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 71 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規則第 30 号）

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 2 年規則第 9 号）

- 1 この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第一主要構造の部形態の項及び規格等の項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 152 号）第 3 条第 1 項の規定に基づいてなされた申請については、この規則の施行の日前においても、この規則（第 17 条第 7 項の表に備考を加える改正規定及び別表第 1 備考の欄の改正規定に限る。）による改正後の東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年東京都規則第 105 号）の規定を適用する。

附 則（令和 2 年規則第 109 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第 1 号様式及び第 13 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年規則第15号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第1号様式から第4号様式まで及び第13号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。